

委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県 HP）：「委託業務共通仕様書について」

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（電子納品）

第4条 本業務は電子納品対象業務とする。電子成果品は「鳴門市電子納品要領」に基づいて作成し納品すること。

（情報共有システム）

第5条 受注者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、本システム活用の試行対象業務とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領（徳島県 CALS/EC ホームページ）

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>